

労働法の基礎講座

第35回

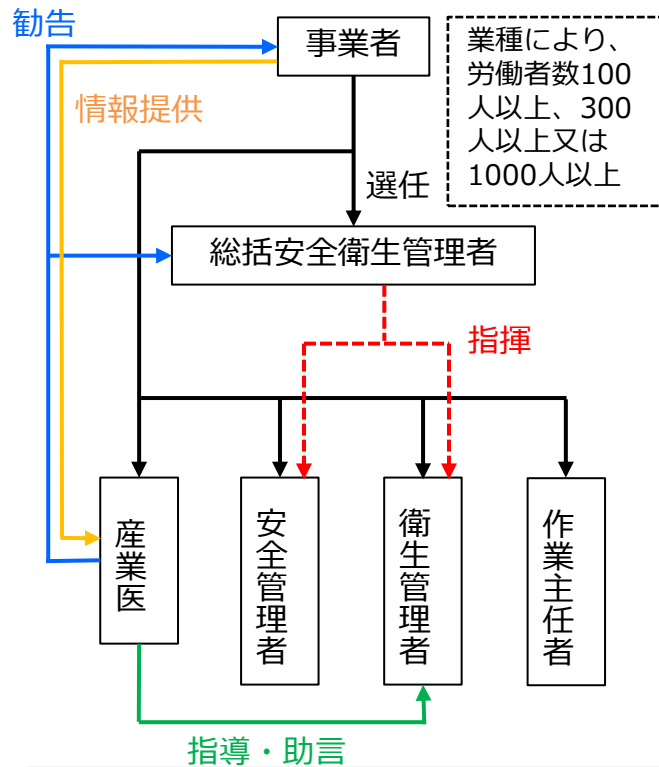


【安全衛生管理体制】安全管理者・衛生管理者等の選任

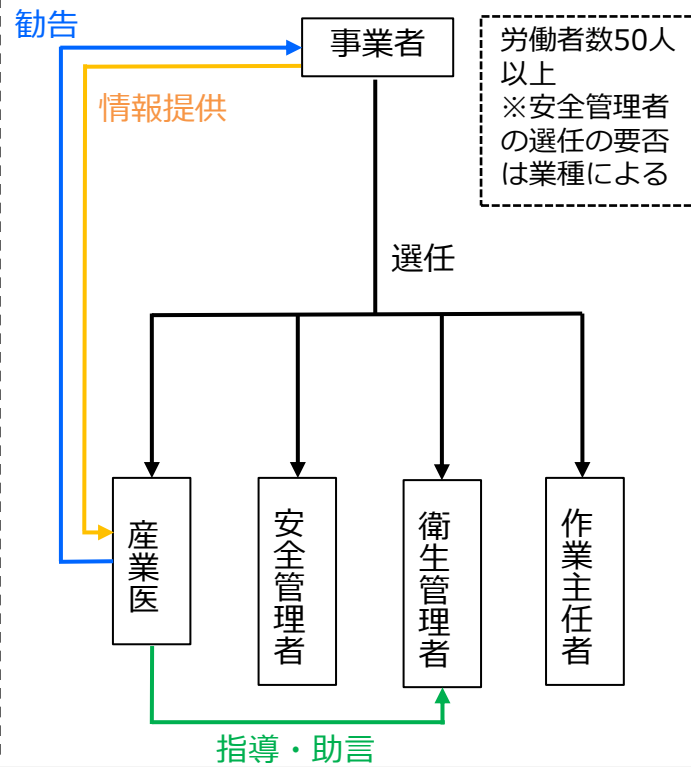
事業場の規模・業種に応じて、安全管理者や衛生管理者などを選任し、安全衛生管理体制を確立しなければなりません。

安全衛生管理体制の概略図

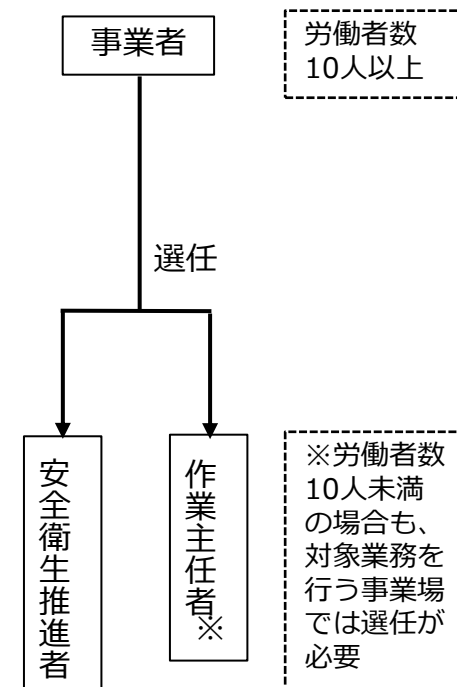
【大規模事業場の例】



【中規模事業場の例】



【小規模事業場の例】



- 大規模事業場では、**総括安全衛生管理者**が安全管理者・衛生管理者を指揮して安全衛生管理を統括します。
- 安全管理者・衛生管理者**は、安全・衛生の分野をそれぞれ管理し、作業場を巡視して危険防止・健康障害防止の措置を実施します。
- 小規模事業場では、**安全衛生推進者**が安全衛生管理を担当します。
- 産業医**は、事業者から健康管理に必要な情報の提供を受け、労働者の健康管理を行うとともに、事業主等への勧告等を行います。
常時50人未満の小規模事業場では、地域産業保健センターの登録産業医等による産業保健サービスを無料で利用できます。
- 作業主任者**は、業種・規模にかかわらず、危険・有害な業務について直接労働者を指揮し、安全装置や保護具の管理、使用状況の監視等を行います。

安全衛生管理体制を担う管理者等について

安全衛生管理体制を担う管理者等の職務内容等は以下のとおりです。

	総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	産業医	作業主任者
主な職務内容	■ 下記事項の統括管理 ① 危険・健康障害防止措置 ② 安全衛生教育 ③ 健康診断 ④ 労働災害の原因調査、再発防止対策 など ■ 安全管理者、衛生管理者等の指揮 ■ 安全衛生方針の表明 ■ リスクアセスメント ■ 安全衛生計画の作成、実施、評価、改善	■ 左記①～④の業務のうち、安全に係る技術的事項を管理 ■ 作業場等を巡視し、危険防止措置を実施	■ 左記①～④の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理 ■ 毎週 1 回以上作業場等を巡視し、健康障害防止措置を実施	■ (総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者の選任義務がない事業場において) 左記①～④の業務を実施	■ 健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックの実施 ■ 健康確保措置に関する事業主への勧告 ■ 原則として少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、健康障害防止措置を実施	■ 労働災害防止のための管理を必要とする危険有害業務について、労働者を直接指揮 ■ 安全装置や保護具等の管理・点検、使用状況の監視
選任義務のある事業場 (主な業種・労働者数)	① 林業、建設業、運送業など 100人以上 ② 製造業、小売業、旅館業など 300人以上 ③ その他の業種 1000人以上	左記①②の業種の事業場で50人以上 (業種や規模に応じて、安全管理者を専任にする必要があります。)	全業種 50人以上 (一定の規模以上の事業場においては、規模に応じて衛生管理者を2～6人選任し、うち1人を専任とする必要があります。)	全業種 10人以上 50人未満	全業種 50人以上 (規模や業務に応じて、産業医を専属にする必要や、2人選任し1人を専属とする必要があります。)	業種・規模にかかわらず、法定の危険有害作業(※)を行う事業場
選任に必要な主な資格等	特になし (工場長、作業所長等名称の如何を問わず、当該事業場の事業の実施について、実質的に統括管理する権限及び責任を有する者を選任します。)	一定の学歴及び産業安全に関する実務経験を有し、安全管理者選任時研修を終了した者、労働安全コンサルタント等	医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、衛生管理者免許を受けた者等	① 一定の学歴及び安全衛生の実務経験を有する者 ② 安全衛生に関する5年以上の実務経験を有する者	厚生労働大臣が指定する産業医研修機関の研修を修了した医師等	登録教習機関による技能講習の修了者 (一部業務については、都道府県労働局長による免許を受けた者)
監督署への選任報告の提出	必要	必要	必要	不要	必要	不要

※作業主任者の選任を要する業務には、例えば以下のものがあります。

ガス溶接作業、ボイラー取扱作業、エックス線作業、木材加工用機械作業、プレス機械作業、地山の掘削及び土止め支保工作業、
 ずい道等の掘削等作業、はい作業、型枠支保工組み立て作業、足場の組立て作業、木造建築物の組立て等作業、特定化学物質作業、有機溶剤作業、石綿作業 など

